

農業者の皆様へ

万一の農作業事故に備えて

# 安全で充実した国の**労災保険**に ぜひご加入ください！

## 1. 対象となる農業者

兵庫県内に住所を有する自営農業者の方で、下記のいずれかに該当する方。

- ①「特定農作業従事者」
- ②「指定農業機械作業従事者」

※詳細は別途パンフレット等でご確認ください。

## 2. 保険料

- ①「特定農作業従事者」 11,498円～82,125円（年額）
- ②「指定農業機械作業従事者」 3,833円～27,375円（年額）

※国に納める保険料のみでご加入頂けます（事務手数料はJAが負担します）。

## 3. 労災の補償内容

病院での治療費（全額）や怪我のために働けなかった場合の休業補償（働いていた場合に得られる額の8割）等が出ます。

※一般的な会社員の労災と補償内容は基本的には同じですが、通勤災害にかかる補償がない等の違いがあります。

## 4. 問い合わせ窓口・加入手続き

お問い合わせ・加入手続き等は[お近くのJAまで！](#)



**JAグループ兵庫農作業安全推進協議会**

万一の事故に備え、ぜひご加入を！

# 農業者のための労災保険のご案内

労災保険は、本来、労働者の業務災害に対して保険給付を行う制度ですが、下記の農業者については、特別に加入することができます。

万一の農作業事故に備え、安心して補償内容も充実の国の労災保険にぜひご加入ください。

## 1. 労災保険特別加入の種類

	I. 特定農作業従事者	II. 指定農業機械作業従事者
加入資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫県内に住所を有する方</li> <li>年間農業生産物総販売額が<b>300万円以上</b>または、経営耕地面積<b>2ヘクタール以上</b>の規模で、下記の作業を行う<b>自営農業者</b>（労働者以外の家族従事者等を含む）の方 ※所属する集落営農組織等が要件を満たす場合も含まれます</li> <li>土地の耕作・開墾・植物の栽培・採取、家畜・蚕の飼育の作業で次に掲げるもの</li> <li>①動力により駆動される機械を使用する作業</li> <li>②高さ2メートル以上の箇所での作業</li> <li>③サイロ、むろなどの酸素欠乏危険場所での作業</li> <li>④農薬散布の作業</li> <li>⑤牛・馬・豚に接触し、または、接触する恐れのある作業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫県内に住所を有する方（中学校在学中を除く15歳以上）</li> <li><b>自営農業者</b>（労働者以外の家族従事者等を含む）であって、下記の指定農業機械を使用し、土地の耕作・開墾、植物の栽培・採取の作業（畜産及び養蚕を含まない。）を行う方</li> <li>① 動力耕うん機その他の農業用トラクター</li> <li>② 動力溝掘機 ③ 自走式田植機</li> <li>④ 自走式スプレースレーヤその他の自走式防除用機械</li> <li>⑤ 自走式動力刈取機、コンバインその他の自走式収穫用機械</li> <li>⑥ トラクその他の自走式運搬用機械</li> <li>⑦ 次の定置式機械または携帯式機械 <ul style="list-style-type: none"> <li>・動力揚水機 ・動力草刈機 ・動力カッター</li> <li>・動力摘採機 ・動力脱穀機 ・動力剪定機</li> <li>・動力剪枝機 ・チェーンソー ・単軌条式運搬機</li> <li>・コンベヤー</li> </ul> </li> <li>⑧ 無人航空機（農薬、肥料、種子、もしくは融雪剤の散布または調査に用いるものに限る。）</li> </ul>
備考	お近くのJAを通じて、JA兵庫農作業労災加入会に加入していただくことで、労災保険に加入できます。	お近くのJAを通じて、JA兵庫農業機械労災加入会に加入していただくことで、労災保険に加入できます。

※年間100日以上労働者を雇用している場合は、「中小事業主等」として特別加入することができます。詳細はお近くの労働基準監督署・商工会議所等にご相談ください。

## 2. 労災保険特別加入の保険料と給付内容

年間の保険料は、年間の農業所得に基づき保険料算定基礎額と農業所得がほぼ等しくなるよう3,500円～25,000円の範囲から給付基礎日額を選んでいただき、この額を基礎に算出します。

(単位：円)

給付基礎日額 A	保険料 算定基礎額 B=A×365日	年間保険料	
		特定農作業 従事者 B×9/1000	指定農業機械 作業従事者 B×3/1000
25,000	9,125,000	82,125	27,375
24,000	8,760,000	78,840	26,280
22,000	8,030,000	72,270	24,090
20,000	7,300,000	65,700	21,900
18,000	6,570,000	59,130	19,710
16,000	5,840,000	52,560	17,520
14,000	5,110,000	45,990	15,330
12,000	4,380,000	39,420	13,140
10,000	3,650,000	32,850	10,950
9,000	3,285,000	29,565	9,855
8,000	2,920,000	26,280	8,760
7,000	2,555,000	22,995	7,665
6,000	2,190,000	19,710	6,570
5,000	1,825,000	16,425	5,475
4,000	1,460,000	13,140	4,380
3,500	1,277,500	11,498	3,833

### 【給付の種類】

#### 療養補償給付

必要な治療が自己負担なしで受けられる。

#### 休業補償給付

休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の80%相当額が支給。

#### 障害補償給付

障害の程度に応じ年金または一時金が支給。

#### 遺族補償給付

遺族人数に応じた遺族年金または遺族一時金が支給。

#### 葬祭料

給付基礎日額に応じた額が支給。

#### 傷病補償年金

傷病等級に応じた額が支給。

#### 介護補償給付

障害補償年金または傷病補償年金を受給している者のうち一定の障害の者で介護を受けている場合に支給。

(お申込み・お問合せ先)

JA 兵庫南	明石播磨営農経済センター	TEL: 078-948-5380
	加古川営農経済センター	TEL: 079-438-3930
	稲美営農経済センター	TEL: 079-496-5135
	高砂営農経済センター	TEL: 079-447-0881